

公 告

次のとおり大分県農林水産部が所管する工事の完成図書等電子化業務（以下、電子化業務という）に係る認定処理機関の登録を公募するので公告する。

令和4年1月28日

大分県知事 広瀬勝貞

1. 業務の概要

(1) 業務内容

本業務は、農林水産部が所管する工事における、工事完成図書等の保存・管理の省スペース化、恒久化及び情報の正確性・検索性の向上を図るため、これを電子ファイル・データベース化し、県が指定する府内データベースに保存するものである。

なお、詳細な業務概要は、農林水産部工事完成図書等の電子化処理業務実施要領による。

(2) 認定期間

登録年度の4月1日からとし、毎年度の資格要件審査により継続の可否を決定する。

(2) 認定機関の数

若干名

2. 応募資格

処理機関の登録希望者は、次の(1)に掲げる資格及び(2)に掲げる設備を有し、大分県内に主たる拠点を置く、公益性を有する一般社団法人であること。なお、登録は農業農村整備部門、水産部門、治山・林道部門ごとに資格要件を以下の通りとする。

(1) 電子化業務の照査、管理技術者の資格要件

農業農村整備部門及び水産部門の登録を希望するものは、次のア及びイの要件を満たすものとする。また、治山・林道部門の登録を希望するものは、次のア、イ及びウの要件を満たすものとする。

ア 照査技術者の資格要件は、別紙1に示す資格のうちいずれかを有することとする。

イ 管理技術者の資格要件（電子化）

ITパスポート試験（情報処理推進機構認定）、またはこれと同等以上の資格を有すること。

ウ 管理技術者の資格要件（電子化+GIS）

農林水産部工事完成図書等の電子化処理業務実施要領「3. 業務の内容」(5)に示す、治山工事のGIS処理を伴う電子化業務を実施するものにあっては、地理空間情報専門技術者(GIS)（日本測量協会認定）、または森林情報士森林GIS技術者（日本森林技術協会認定）の資格を有すること。

(2) 電子化処理施設の要件

以下の設備を有するか、または業務開始日までに導入が確実なこと。

ア 読込装置

大判スキャナ(A0, 400DPI以上)

イ データ作成環境

農林水産部工事完成図書等の電子化処理業務実施要領「3. 業務の内容」に示す内容が作業可能であるパソコンコンピュータ

3. 管理及び運営について

電子化業務の認定処理機関は、守秘義務を遵守し、情報セキュリティに努めなければならない。

このために、守秘義務の方針、情報セキュリティポリシー等を明文化し、適切な社内監査体制を整えていること。

4. 電子化処理に要する費用

農林水産部工事完成図書等の電子化処理業務実施要領によるものとする。

5. 申請書類、申請書の交付場所及び提出場所、提出期限、提出方法

(1) 申請書類

申請書（様式1）及び添付資料

(2) 申請書の交付場所及び提出場所

大分県農林水産部工事技術管理室工事技術管理班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話番号 097-506-3533

(3) 提出期限

ア 現在認定されている処理機関の認定期間が令和4年3月31日に満了するため、令和4年度以降の登録を希望するものについては以下のとおりとする。

令和4年2月10日（木）17時15分まで

イ 上記アによらない申請について

随時申請を受け付けるものとする。（毎年度1月末までの申請については翌年度以降の登録の可否を審査し、毎年度2月～3月の申請については翌々年度の登録の可否を審査する）

(4) 提出方法

郵送または持参

6. 認定処理機関の決定の方法

応募書類を審査し登録の可否を決定する。

なお、審査方法については、別紙2 大分県農林水産部が所管する工事の完成図書電子化業務における登録処理機関の審査要領によるものとする。

7. 公告に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

5の(2)と同じ。

(別紙) 照査技術者の資格要件

コード	資格名称	技術(専門)部門	二次試験の選択科目
E3	技術士	総合技術監理	建設一般並びに河川・砂防及び海岸・海洋とするものに限る
E4	技術士	総合技術監理	建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る
E5	技術士	総合技術監理	建設一般及び電力土木とするものに限る
E6	技術士	総合技術監理	建設一般及び道路とするものに限る
E7	技術士	総合技術監理	建設一般及び鉄道とするものに限る
E8	技術士	総合技術監理	建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る
E9	技術士	総合技術監理	建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る
E10	技術士	総合技術監理	建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る
E11	技術士	総合技術監理	建設一般及びトンネルとするものに限る
E12	技術士	総合技術監理	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る
E13	技術士	総合技術監理	建設一般及び建設環境とするものに限る
E14	技術士	総合技術監理	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る
E15	技術士	総合技術監理	上下水道一般及び下水道とするものに限る
E16	技術士	総合技術監理	農業一般及び農業土木とするものに限る
E17	技術士	総合技術監理	森林一般及び森林土木とするものに限る
E18	技術士	総合技術監理	水産一般及び水産土木とするものに限る
E24	技術士	建設	河川・砂防及び海岸・海洋とするものに限る
E25	技術士	建設	港湾及び空港とするものに限る
E26	技術士	建設	電力土木とするものに限る
E27	技術士	建設	道路とするものに限る
E28	技術士	建設	鉄道とするものに限る
E29	技術士	建設	都市及び地方計画とするものに限る
E30	技術士	建設	土質及び基礎とするものに限る
E31	技術士	建設	鋼構造及びコンクリートとするものに限る
E32	技術士	建設	トンネルとするものに限る
E33	技術士	建設	施工計画、施工設備及び積算とするものに限る
E34	技術士	建設	建設環境とするものに限る
E35	技術士	上下水道	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る
E36	技術士	農業	農業土木とするものに限る
E37	技術士	森林	森林土木とするものに限る
E38	技術士	水産	水産土木とするものに限る
I1	RCCM	河川砂防及び海岸・海洋	
I2	RCCM	港湾及び空港	
I4	RCCM	道路	
I5	RCCM	鉄道	
I6	RCCM	上水道及び工業用水道	
I7	RCCM	下水道	
I8	RCCM	農業土木	
I9	RCCM	森林土木	
I10	RCCM	水産土木	
I12	RCCM	都市計画及び地方計画	
I15	RCCM	鋼構造及びコンクリート	
I16	RCCM	トンネル	
R1	認定技術管理者(土木)	河川砂防及び海岸・海洋	
R2	認定技術管理者(土木)	港湾及び空港	
R4	認定技術管理者(土木)	道路	
R5	認定技術管理者(土木)	鉄道	
R6	認定技術管理者(土木)	上水道及び工業用水道	
R7	認定技術管理者(土木)	下水道	
R8	認定技術管理者(土木)	農業土木	
R9	認定技術管理者(土木)	森林土木	
R10	認定技術管理者(土木)	水産土木	
R12	認定技術管理者(土木)	都市計画及び地方計画	
R15	認定技術管理者(土木)	鋼構造及びコンクリート	
R16	認定技術管理者(土木)	トンネル	
R17	認定技術管理者(土木)	施工計画、施工設備及び積算	
	農業土木技術管理士		

(注)

1. 技術士は、技術士法(昭和58年法律第25号)による第1・2次試験に合格し、登録を受けている者。
2. RCCMは、(一社)建設コンサルタント協会の定款第46条に基づくシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格制度施行規程第4条に規定するRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者。
3. 認定技術管理者は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)及び、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第3条第1号に規定する認定を受けた者。
4. 農業土木技術管理士は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会農業土木技術管理士資格試験事業実施規程第5条に規定する試験に合格し、認定を受けている者。

(別紙)

大分県農林水産部が所管する工事の完成図書電子化業務における登録処理機関の審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県農林水産部が所管する工事の完成図書電子化業務（以下、電子化業務という）に係る認定処理機関の登録について、審査方法を定めるものである。

(審査委員会)

第2条 審査委員会は毎年度の2月に開催する。

- 2 審査委員会は、登録の申請をする者（以下、申請者）が、認定処理機関としての基準を満たしているか審査する。
- 3 審査委員会の委員は農村整備計画課長、農村基盤整備課長、林務管理課長、森林保全課長、水産振興課長、漁港漁村整備課長、工事技術管理室長をもって充て、工事技術管理室長が委員長となる。

(審査の基準)

第3条 認定処理機関の登録に係る審査は、下記（1）（2）（3）及び（4）を基準に行うものとする。

- (1) 公告における応募資格を満たすこと。
- (2) 大分県農林水産部の所管する公共工事と関連した、公益性のある業務を行っていること。
- (3) 長期間に渡り、電子化業務の継続的な実施が可能であること。
- (4) 農林水産部工事完成図書等の電子化処理業務実施要領に則った、諸手続き及び電子化業務が可能であると見込ること。

(認定処理機関の認定)

第4条 第3条による審査において、申請者が基準を満たしているとされた場合、県は申請者を認定処理機関と認め、登録通知を申請者に対して交付する。

(認定処理機関の資格要件の確認)

第5条 認定処理機関が継続して翌年度も登録を希望する場合は、前年度3月15日までに業務の資格要件を有することが確認できる書類を事務局に提出すること。なお、その審査確認は事務局が行う。

(登録の取消し)

第6条 下記（1）または（2）の事項に当てはまる場合、認定処理機関の登録を取消す。

- (1) 認定処理機関から登録取消しの申し入れがあり、事務局がそれを認めた場合。
- (2) 第5条により、認定処理機関が資格要件を満たしていないことが判明した場合。

(事務局)

第7条 事務局は農林水産部工事技術管理室とする。